

瀬戸市水道事業告示第1号

平成19年瀬戸市水道事業告示第1号（瀬戸市水道事業に係る徴収又は収納事務を私人に委託した件）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月28日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p><u>地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第7条の規定による改正前の地方公</u> <u>営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の</u> <u>2の規定に基づき、瀬戸市水道事業に係る公金につ</u> <u>いて、その徴収又は収納の事務を次のとおり私人に</u> <u>委託したので、地方自治法施行令等の一部を改正す</u> <u>る政令（令和6年政令第12号）第5条の規定によ</u> <u>る改正前の地方公営企業法施行令（昭和27年政令</u> <u>第403号）第26条の4第1項の規定により告示</u> <u>する。</u></p> <p>なお、平成17年瀬戸市水道部告示第2号（瀬戸市水道事業に係る徴収業務を株式会社タカダ中部営業所に委託した件）は、廃止する。</p> | <p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、瀬戸市水道事業に係る公金について、その徴収又は収納の事務を次のとおり私人に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。</p> <p>なお、平成17年瀬戸市水道部告示第2号（瀬戸市水道事業に係る徴収業務を株式会社タカダ中部営業所に委託した件）は、廃止する。</p> |
| <省略> | <省略> |